

個人の外貨建取引に係る為替差損益の取扱いについて

師走となり、本年も残りわずかとなってまいりました。

本年は為替レートが急激かつ大幅に円安が進んだため、保有する外貨預金などの外貨資産を日本円に両替し為替差益を享受された方もいらっしゃるかと思います。

ところが、この為替差益は所得税法上雑所得となり、一定の要件を満たす場合を除き、確定申告において他の総合所得（給与所得等）に合算して申告納税が必要となります。

今回は、為替差損益が生じる具体例と確定申告が必要となる方について解説いたします。

ポイント

1. 外貨現金及び外貨預金を日本円に両替した場合、異なる通貨の外貨現金に両替又は異なる通貨の外貨預金に預け入れた場合には、外貨建取引が生じたものとして為替差損益を認識する。
2. 外貨現金及び外貨預金をもって資産を購入した場合、外貨建取引が生じたものとして為替差損益を認識する。
3. 為替差損益は雑所得となり、為替差損が生じる場合には雑所得の区分内で通算が可能。
4. 年末調整で完了する給与所得者は、他の所得が 20 万円以下であれば申告不要。
ただし、住宅ローン控除、医療費控除や寄付金控除等のため確定申告をする場合には、20 万円以下の所得も含めて確定申告をする必要あり。

本文

1. 為替差損益が生ずる外貨建取引

所得税法上、外国通貨で支払いが行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入その他の取引は、外貨建取引とされています。また、外貨建取引の金額は、その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とし、その年分の各種所得の金額を計算するとされています。

以下、為替差損益が生じる具体例を見ていきます。

(1) 外貨預金を日本円に払戻した場合

- ① 日本円 100 万円を米ドル預金に預入（預入時為替レート 1 ドル 100 円）
日本円 100 万円 → 米ドル預金 10,000 ドル
- ② 米ドル預金 5,000 ドルを日本円預金に払出（払出時の為替レート 1 ドル 130 円）
米ドル預金 5,000 ドル → 日本円預金 650,000 円
税務上は次のように外貨建取引を認識します。

借 方		貸 方	
日本円	650,000 円 (5,000 ドル相当)	米ドル預金	※500,000 円 (5,000 ドル)
		為替差益	150,000 円

※1,000,000 円×5,000 ドル／10,000 ドル＝500,000 円

(2) ドル預金を他の銀行のドル預金に預替えた場合

- ① 日本円 100 万円を米ドル預金に預入 (預入時の為替レート 1 ドル 100 円)
日本円 100 万円 → 米ドル預金 1 万ドル
- ② 米ドル預金 10,000 ドルを他の銀行の米ドル預金に預替え (預替え時の為替レート 1 ドル 140 円)
→ 同一の外国通貨で行われる預貯金の預入・払出は外貨建取引に該当しないものとして為替差損益の認識は不要。 (注)

(注) 所得税法施行令第 165 条の 6 第 2 項では、同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入は、外貨建取引には該当しないものとされている。また、国税庁の質疑応答事例・所得税・「外貨建て預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い」では、他の金融機関へ預け入れる場合であるとしても、同一の外国通貨で行われる限り、その預入・払出は外貨建取引に該当しないとされている。

(3) 米ドル預金をユーロ預金に預替えた場合

- ① 日本円 100 万円を米ドル預金に預入 (預入時の為替レート 1 ドル 100 円)
日本円 100 万円 → 米ドル預金 10,000 ドル
- ② 10,000 米ドルをユーロ預金 8,000 ユーロに預入 (預入時の為替レート 1 ユーロ 150 円)
米ドル預金 10,000 ドル → ユーロ預金 8,000 ユーロ
税務上は次のように外貨建取引を認識します。

借 方		貸 方	
ユーロ預金	1,200,000 円 (8,000 ユーロ)	米ドル預金	1,000,000 円 (10,000 ドル)
		為替差益	200,000 円

(4) 外国通貨で資産を購入した場合

- ① 日本円 100 万円を米ドル預金に預入 (預入時の為替レート 1 ドル 100 円)
日本円 100 万円 → 米ドル預金 10,000 ドル
- ② 日本円 120 万円を米ドル預金に預入 (預入時の為替レート 1 ドル 120 円)
日本円 120 万円 → 米ドル預金 10,000 ドル
- ② 米ドル建株式 15,000 ドルを米ドル預金 15,000 ドルで購入した場合 (購入時の為替レート 1 ドル 130 円)
税務上は次のように外貨建取引を認識します。

借 方		貸 方	
米ドル建株式	1,950,000 円 (15,000 ドル)	米ドル預金	※1,650,000 円 (15,000 ドル)
		為替差益	300,000 円

※米ドル預金の取得時の為替換算額の計算 (複数回取得がある場合)

$$(1,000,000 \text{ 円} + 1,200,000 \text{ 円}) / (10,000 \text{ ドル} + 10,000 \text{ ドル}) = 1 \text{ ドル } 110 \text{ 円}$$

$$15,000 \text{ ドル} \times 110 \text{ 円} = 1,650,000 \text{ 円}$$

(5) 外貨建て株式を譲渡した場合

- 上記 (4) の例で取得した米ドル建て株式 15,000 ドルをすべて売却し、売却代金を即日日本預金に入金している場合 (売却時の為替レート 140 円)
税務上は次のように外貨建取引を認識します。

借 方		貸 方	
日本円預金	2,100,000 円 (15,000 ドル)	米ドル建て株式	1,950,000 円 (15,000 ドル)
		株式譲渡益	150,000 円

⇒外国株式等の譲渡対価の邦貨換算額相当額が、株式の譲渡にかかる収入金額として取り扱われるため、為替差損益は認識されません。

2. 所得税の計算

為替差損益は雑所得に区分され、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・総合譲渡所得・一時所得を合算した総合所得として所得税が計算されます。総合所得課税の税率は5%から45%までの累進税率となっており、所得が高額になるほど税負担が重くなります。

また、為替差損は雑所得以外の所得との通算（損益通算）はできませんが、雑所得区分内の他の雑所得との通算（内部通算）が可能です。このため、為替差損が生じる場合には、同一年度内に他の通貨の為替差益や暗号資産の含み益などを実現化し内部通算を行うことで課税所得を圧縮することも可能です。

3. 確定申告の要否

給与所得者については、以下に該当しない場合には、**確定申告は不要**とされています。

①その年収に支払いを受けるべき給与等の金額が2,000万円を超える場合
②1カ所からの給与等の支払いを受け、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円を超える場合
③2カ所以上から給与等の支払いを受け、主たる給与以外の給与等の金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合
④同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金尾利子又は賃貸料等の支払いを受ける場合
⑤災害免除法により源泉徴収の猶予などを受けた場合
⑥源泉徴収の規定が適用されない国外給与等の支払いを受けている場合

一般的なサラリーマン（給与は1社からのみ受給）で年末調整のみで完了する者で、為替差益が20万円以下であれば上記②に該当するため、確定申告は不要となります。

ただし、住宅ローン控除の適用を受けるための申告や医療費控除や寄付金控除などにより還付申告をする者は、20万円以下の為替差益も雑所得として合算して申告をする必要があります。

このため、確定申告で追加される所得控除額と総合所得に加算する為替差益を比べ、確定申告で追加される所得控除額<為替差益となる場合には、あえて追加の所得控除を受けるための確定申告はしない方が有利となります。

4. 最後に

為替差益が多額に生じるケースはそれほど多くはないと思いますが、外国通貨で外貨建て資産を購入した際の為替差損益等は見逃しやすいので注意が必要です。

また、複数回に分けて日本円から外貨預金に預けている場合には、過去の預入時の為替レート及び円換算額は、その後の外貨建取引時における為替差損益の計算に必要となることから、外貨建て資産を取得した場合等には、取引時の為替レート、外貨額及び円換算額を記録として残し、後日の申告対応に備えておいた方が良いでしょう。

以上

2022年12月8日

中国大野木会計グループ 安達

日中双方の会計税務や中国拠点の進出・再編・撤退や運営等、その他日本の税務等に関しご相談したい事項がございましたら、以下担当者まで遠慮なくご連絡ください。

□ 中国拠点連絡先

北京・天津大野木マイツ諮詢有限公司

北京事務所:電話+86-10-6590-9180

天津事務所:電話+86-22-2330-1118

担当:総経理 平出和弘 (HIRAIDE KAZUHIRO)

E-MAIL:hiraide@ohnogi-cpa.com

□ 日本拠点連絡先

大野木総合会計事務所

東京事務所:電話+81-3-5532-1677

担当:中国事業室 安達友信

(ADACHI TOMONOBU)

E-MAIL:adachi@ohnogi-cpa.co.jp